

# 郡上市子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

- ・市の独自制度による国制度への上乗せ給付あり
- ・特例給付受給者の方にも市独自制度の給付あり



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## はじめに … 受給にあたって申請は必要ですか？

公務員以外の方は、今回の受給にあたっては「申請不要」です。

※給付金の受給を希望しない場合は、5月25日までに「受給拒否の届出書」を返送するか、窓口まで持参してください。

公務員の方は、令和2年6月から9月までの間に郡上市役所児童家庭課へ申請書を提出してください。（一般受給者の方への案内は、勤務先から行われます。）

※特例給付受給者の方には勤務先から案内がありませんので、手続きについて郡上市役所児童家庭課へお問い合わせください。

## 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当・特例給付を受給している方です。

## 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

## 3. いくらもらえるの？（市独自制度による上乗せ分を含む給付額）

対象児童1人につき、2万円です。

※特例給付受給者以外の方には、市の独自制度により1万円の上乗せ給付を行っています。

※特例給付受給者の方には、市の独自制度により対象児童1人につき1万円を給付します。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

公務員以外の方には、6月10日に児童手当と合わせて支給します。公務員の方には、6月から9月の申請受付・審査後、速やかに随時支給します。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当・特例給付を受給している口座に振り込みます。

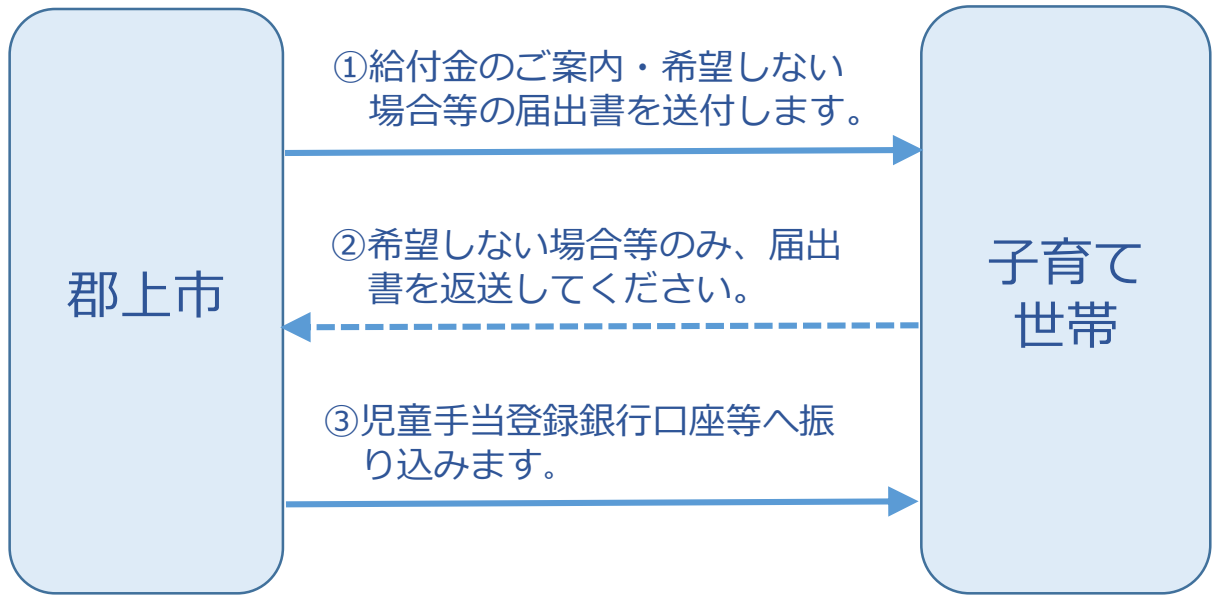
### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続き等をお願いします。

※上記変更手続きについては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年9月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

公務員以外の方は、次のフロー図のとおり申請は不要です。  
郡上市では、6月10日に支給する見込みです。



## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 子育て世帯への臨時特別給付金は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降に転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、郡上市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

## お問い合わせは



郡上市役所 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口  
電話：0575（67）1817（児童家庭課）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに郡上市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに郡上市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。